

# 新基地建設反対名護共同センターニュース

## 南北和解の日ー沖縄では対極の出来事が抗議する民衆を法的根拠もなく拘束

人間として「尊厳」を守ることは  
非暴力による平和を生み出す力

5月3日、東京有明で6万人の参加で開催された「9条改憲NO! 平和」といのちと人権を! 憲法集会」での室蘭工業大学の清末准教授(憲法学)のスピーチが共感を広げています。その発言(要旨)を紹介します。

4月27日、韓国と北朝鮮との首脳会談で歴史が平和へ大きく動いた日、沖縄で起きていた出来事は南北会談とはあまりにも対極的でした。

「辺野古ゲート前連続6日間500人集中行動」終盤のこの日、機動隊は座り込んだ民衆を次々と暴力的にごぼう抜きし、排除しました。



発言する  
清末准教授



人々を歩道の上で柵や機動隊の車両などで囲みました。令状もない不法な拘束です。憲法上認められない法定手続によらずに人々の自由を物理的に奪い抗議活動という表現の自由を侵害する行為です。私もまた、ごぼう抜きをされた一人でした。

### 憲法番外地の沖縄で 平和的生存権の侵害に 正々堂々と抗議すべき

私がこの行動に参加した理由は、自分の研究の根底にある憲法の平和主義がまったく適用されていない沖縄で、一研究者として、平和的生存権を侵害する巨大な権力やそれを支え続けてきた日本社会に、正々堂々と抗議すべきだと強く思ったからです。沖縄が憲法番外地であることを認識している以上、たとえどんなに短時間であったとしても、踏み込まれてきた沖縄の民衆の尊厳をとにも奪い返す活動に参加すべきだと考えたからです。

座り込みをしている最中、また機動隊員に身体を運ばれている最中、わたくしの頭の中には、繰り返し何度もある光景がよみがえりました。イスラエルの占領下にあるパレスチナで、人々が非暴力で粘り強く抵抗する姿です。イスラエル兵が銃口を向けようとも、実際に死者が出ることを前提に発砲しようとも非暴力で抵抗するパレスチナ人。こうしたパレスチナ人の姿と基地建設に抗する沖縄の民衆が重なるのです。また、パレスチナ人を徹底的に弾圧する若いイスラエル兵と、沖縄で民衆を弾圧する若い機動隊員の姿が重なるのです。

### 自衛隊の憲法への明記は 民衆に銃を向けることに

暴力的な機動隊員の姿を目のあたりにし、これが軍事組織による弾圧だったならさらに酷い惨状が繰り返されることになるだろうと思わずにはいられません。この弾圧をもちましては、権力者たちは、東アジアの平和に緊張をもたらさねない改憲を果敢に進めています。

自衛隊の主たる任務は、自衛隊法3条1項前半に規定されている国防です。しかし、後半には「必要に応じ、公共の秩序の維持に当たる」と書かれています。出動することが認められる。言い換えられると、沖縄の民衆にも銃を向けることができるということ。自衛隊の憲法明記とは自衛隊を単純に追認するものではなく軍事組織としての憲法上の公的な存在にし、活動を躊躇なく行うことができようになるものです。安保法制により、世界各地で武力行使が可能となった自衛隊に正々堂々と戦うことを求め、それに抵抗する者たちを容赦なく弾圧する可能性がぐっと増すことを意味するのです。

パレスチナ人を「テロリスト」と呼び、「自衛」や「対テロ」のための軍事作戦と主張するイスラエルによる苛酷な攻撃を受けている最中に、私は「自衛」「国防」の名の下で正当化される軍事行動がいかに残酷で醜いものか、ということをやというほど(現地で)学びました。なによりも貴重な命を奪うだけではありませぬ。徹底的に痛めつけることで、人間として生きざることを支える「尊厳」を握りつぶそうとするのです。そうであるからこそ、私は、あきらめてはいけません。いのちが奪われそうになっている極限的な状況下で、私という生身の人間の中に残っている「尊厳」により崩れ落ちそうになる自分を支えていました。



辺野古ゲート前の「臨時拘置所」に不当に囲われた人々。この中で清末さんは「ここでは憲法が保障されていない。帰ったら学生にこのことを報告します」と発言しました(4月27日)。

### 「尊厳」が奪われそうに なったとき抵抗者を生む

「尊厳」とは非暴力による平和を生み出す力であり、平和を支える力です。それが奪われそうになっているときに、あるいは奪われたときに、人は抵抗するのです。人は生まれつき抵抗者なのではありません。状況が抵抗者を生むのです。その実践の一つが、辺野古の座り込み闘争やパレスチナの非暴力抵抗運動だと確信しています。

軍事組織・軍隊は私たちの「いのち」を奪うことこそすれ、民衆を守るものではありません。軍事力に依拠する安全保障は、私たちのいのちを危険にさらします。私は、このような未来図とは無縁な世界に住みたい。抵抗が求められるような世界には住みたくありません。そのためには、9条への自衛隊明記を含む改憲を阻止するだけでなく、非暴力という現実的な手段をもって、日本国憲法の平和主義が平等に適用される社会をつくる努力をすることが私たち一人ひとりにいま、求められていると思います。